

## 政務活動調査報告書

調査日	平成31年2月1日（金）
視察場所	千葉県 市川市
調査項目	市民活動サポート制度について
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：57.45 km <sup>2</sup> 人口：481,732人 人口密度：8,116.2人/km <sup>2</sup> 世帯：228,008世帯 経常収支比率：91.8% 実質公債費比率：0.0%

### 1%支援制度について

#### <1%支援制度の目的・仕組み・特徴>

##### ○目的

- ・納税者意識の高揚・・・市民参加の促進、地域への意識
- ・市民活動への支援（財政的）・促進・活性化

##### ○仕組み

- ①活動計画の提案（団体⇒市）
- ②支援対象団体の公表（市⇒市民）
- ③団体の選択届出（市民・投票⇒市）
- ④納めた税額の1%相当額を団体へ支援金として交付（市⇒団体）
- ⑤団体が事業を行い市民が参加（団体⇒市民）

##### ○特徴

- （1）市民活動団体への支援先を市民自ら決める
- （2）納めた市民税1%相当（理論上3.7億円）の使途が指定できる



#### <1%支援制度の団体要件>

**市民活動団体**（主たる目的が社会貢献分野の活動を行う団体で、営利を目的とせず、宗教や政治や公職の候補者や政党を推進し、支持し、または反対することを目的としないもの）であって、次のすべてを満たしている団体であること。

- （1）市内に事務所があり、市内で活動していること。

- (2) 会則（規約）あるいは定款など、会のきまりがあること。
- (3) 申請書を提出する時に、1 事業年度以上継続的に活動していること。
- (4) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 市川市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

### < 1 %支援制度の事業要件 >

次の全てを満たしている事業であること。

- (1) 原則、市内で実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野のものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 市民を主たる対象とするものであること。
- (5) 団体の構成員（会員）のみを対象とするものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと。
- (8) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれらに反対するものでないこと。
- (9) 支援金の交付を受けようとする年度に、本市から別の補助金などの交付を受けていないこと。

### < 補助実績 >

平成 23 年度～27 年度

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (最終年)
補助交付 団体数	1 2 6	1 3 3	1 2 7	1 1 7	1 1 2
有効届出数 (人)	7,390	7,930	7,929	7,668	6,729
補助確定額 (円)	12,198,262	12,692,483	12,778,715	12,227,734	11,439,653

### < 1 %支援制度の効果 >

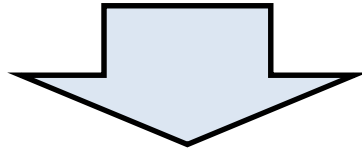
団体への財政的支援に加え・・・

- ・ 市民活動団体の活動や事業を PR する機会が増加し、市民へ団体の認知度がアップした。
- ・ 事業の公開、市民への説明責任を通じ、団体の活動への意識が変化した。
- ・ 市民に市民活動への理解の促進と地域への拡がり及び市民との協働の推進があった。

## < 1%支援制度の課題 >

1%支援制度は、市民が自らの税の使い道を選択できる斬新な制度であった。これが、全国的に評判を集めボランティア活動への関心の高まりに効果があった。しかし、課題も浮き彫りになってきた。

- 市民にとって届出手続きが複雑で手間がかかること。
- 団体にとって支援額が市民の選択に委ねられているため、事業のPRに要する負担が大きい。
- 希望額に届かないケースが多く、事業計画が不安定となることや受け取れる補助額に差がある。
- 納税額の確認作業等に要する費用や事務量が多く費用対効果が悪いこと。
- 補助機関に制限がなく、いつまでも補助を続けざるを得ない。また、届出人数が多くなれば補助額が多くなり、予算上大きな負担となる制度である。



課題を踏まえ、1%支援制度を廃止し、新制度へ移行

『いちかわ市民活動サポート制度』 平成28年4月1日から施行

## < 内容 >

- ① 市民活動団体事業補助金（いちサポ補助金）
- ② 市民活動総合支援基金（市川ハート基金）  
（ふるさと納税の仕組み等を活用して、市民や法人から寄付を募り、市民活動全体の支援、個人ボランティアの活動支援に役立てます）

## < いちサポ補助金の概要 >

- ・1%支援に替わり、事業補助金を交付する制度
- ・市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の一部を補助
- ・審査会で事業内容（市が補助するのに相応しい）を審査し、対象事業を選択
- ・補助対象期間を原則3年間とし、4年目以降も同一事業をするときは、審査会で事業効果が認められた場合に限り補助を継続する。

## < 事業の実施に係る基準 >

- (1) 市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい（市民の理解が得られる）事業であること。
- (2) 事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること。
- (3) 事業に関する広報活動を行っていること。

- (4) 事業を適正に行える実施場所が予定されていること。
- (5) 事業実施費用として、この補助金以外に収入が確保されていること。
- (6) 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること。
- (7) 外部からの講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて一定数の市民の受益者が見込まれること。

### <事業の実績>

	平成27年度 (1%支援制度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助団体数	112	87	85	85
補助確定額(円)	11,439,653	10,836,530	11,869,451	13,206,987

### <補助団体の分野の比較>

分野	平成27年度 (1%支援制度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子どもの健全育成	20 団体	20 団体	21 団体	18 団体
保健、医療又は福祉 の増進	28 団体	19 団体	18 団体	17 団体
学術、文化、芸術又 はスポーツの振興	26 団体	19 団体	18 団体	21 団体
まちづくりの推進	16 団体	15 団体	14 団体	14 団体
環境の保全	12 団体	8 団体	8 団体	8 団体
その他	10 団体	6 団体	6 団体	7 団体
合計	112 団体	87 団体	85 団体	85 団体

※平成27年度（1%支援制度）から平成28年度も引き続き補助交付を受けた団体は75団体（37団体減）であるが、12団体が新規に申請したため、合計87団体となっています。

### <いちサポ補助金の効果>

～団体からの意見～

- ・ 交付される補助金の額がわかるので、事業計画を立てやすくなった。
- ・ 申請から交付までの手続きが簡素化されたので、補助金がもらいやすくなった。

※手続きの簡素化により、市も事務量が減ったため、団体の事業を取材させて頂き、市民向けのPRを強化することが出来た。

## <今後の予定>

- 1、 補助事業数の増  
補助事業数を増やすため、PR に努めていく。
- 2、 補助交付 4 年目以降の審査基準検討  
市民にとって有益性の高い事業について、補助を継続していくため、4 年目以降の審査基準を検討しています。

## <所 感>・・・畑尻宣長

今回、市川市のいちかわ市民活動サポート制度について、岡崎市議会 2 期生のメンバーで学ばせて頂きました。これは岡崎市議会の 2 期生として勉強会を開き、以前より議題にあがっていたものであります。当初から学んでいた、「1%支援制度について」、地域活動を活性化させていくためには、とても良い仕組みではないかとの意見の一致から視察に至りました。

支援内容は、税金である市民税の 1%を市民活動団体の活動のために使用していくとすることです。そうすることで、大きく市民活動が広がると思いました。しかし、担当者より、説明を聞いていくと、私の思っていた 1%支援制度とは少し違ったものであります。それは、市民税の 1%は、理論上 3.7 億円程度になりますが、その金額をすべての活動団体に割り当てるものだと勘違いをしていたことです。

実際の仕組みは、市川市の市民の方が、その活動団体に投票して、その投票した人の収めた市民税額の 1%相当額を団体へ支援金として交付されることとなります。よって実績を見てみますと年間 1,200 万円程度しか支給されていませんでした。

市民団体が市民に対して自らの活動を PR して投票してもらうことが大変であったことが課題としてありました。特に高齢者の団体にとっては少しハードルが高いように思いました。そのこともあり PR の上手い団体が交付金をたくさんもらえると言ったような状況になっていたそうでもあります。これでは、真剣に取り組んでいる市民にとっては、残念な結果になっていたのかもしれない。しかし、市民活動団体の活動が広く理解され、さらに地域へ広がりを見せていくことに関しては多大な効果があったことのように思います

実際この 1%支援制度が全国で広がりを見せています。市川市のほかに 8 市で実施されています。近隣では、一宮市で行われていました。市川市では、平成 21 年度に全国で最初に取り組み、そして、平成 27 年度を最終年として終わらせています。平成 28 年度からは、この 1%支援制度を、さらに効果的なものにするための課題を洗い出し、そして新たな支援制度をスタートさせました。それが「いちかわ市民活動サポート制度」であります。これは市民活動団体事業補助金（いちサポ補助金）と市民活動総合支援基金（市川ハート基金）の 2 つがあります。1%支援制度をバージョンアップさせた形となりますので、利用する市民団体からは補助金の額が分かるため事業計画が立てやすくなった、また申請から交付までの手続きが簡素化されたので補助金がもらえやすくなった、というような意見が出されています。さらに、市当局においても手続きの簡素化により団体の事業を取材させてもらい、市民向け

の PR の強化ができたと言う効果が上がってきております。持続可能な市民活動となる為の支援となっているように思いました。市としても続けられ、さらに市民団体の活動が続けられるということは、とても良い支援制度であると感じました。

本市においてもこのような市民活動団体への補助金を出すことで、さらに活発に市民活動団体が拡がりをもって活動することが出来れば、地域の活性化に繋がり、また高齢者のみならず多様な世代が地域活動に参加出来ることによる相乗効果が期待できます。そういった意味でも、市民活動団体への補助金を有効に使って頂き、市民にとっても利用しやすい制度の確立は急ぐべきであると考えます。さらに、熟慮して本市に合った制度を提案していきたいと思えます。

以上